

義援金(第4次配分)の申請受付について

1 受付開始日・受付時間・受付場所

- 受付開始日 平成28年4月15日(金)から
- 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 受付場所 安佐南区・安佐北区は区役所内の被災者支援総合窓口、その他の区は各区区政調整課

2 持参していただくもの

- 【申請手続に共通して必要となるもの】
 - (ア) 振込先の金融機関名、口座名義及び口座番号が分かるもの(申請者名義のもの)
 - (イ) 印鑑(法人の場合は、代表者印)
 - (ウ) 申請者や代理申請者の本人確認ができるもの(自動車運転免許証・健康保険証などの写し)
- 【その他の必要書類(表中の「添付書類」を参照)】

■ 床上浸水または一部破損の被害を受けた被災者に対する配分

区分	配分対象	配分額	添付書類	問合せ先	
住家被害 (持家に限る)	住家の再建(建設、購入又は補修)を行った世帯	床上浸水	30万円	<input type="checkbox"/> 建設、購入又は補修を行ったことが確認できる書類 (契約書・見積書などの写し) <input type="checkbox"/> 再建費用を支払ったことが確認できる書類(領収書の写し) <input type="checkbox"/> 被災した建物に関する納税通知書または固定資産課税台帳などの写し	総務課 ☎(082)504-2792
		一部破損	15万円		
住家以外の建物・ 物件被害等	自己所有の①事業用建物、②貸家・貸店舗等の再建(建設、購入又は補修)を行った者 ※中小企業に限る	床上浸水	15万円		
		一部破損	6万円		
	自己所有の空き家(居住用に限る)の再建(建設、購入又は補修)を行った者	床上浸水	15万円		
		一部破損	6万円		

■ 地域における取組への配分

区分	内容	配分額	問合せ先	備考
被災者の生活再建の支援を行うための施設の設置	地域の被災者の合意の下に被災者の生活再建の支援を行うための施設の設置に取り組むもの	設置に要した費用相当額の2分の1の額 (新設は500万円、改修は250万円を限度とする)	安佐南区地域起こし推進課 ☎(082)831-4926 安佐北区地域起こし推進課 ☎(082)819-3905	※詳しくは左記へお問い合わせください。

■ 郵送による受付

郵送される場合は、申請書(押印したもの)に「2 持参していただくもの【申請手続に共通して必要となるもの】」の(ア)及び(ウ)のコピーを添付するとともに、「2 持参していただくもの【その他の必要書類】」に記載されている添付書類を添付してください。

◀郵送先▶ 〒730-8586 広島市役所企画総務局総務課 義援金係 ※ 郵便番号と宛名だけで届きます。

※ すべての項目で申請が必要です。

義援金申請書は、区役所区政調整課、市役所企画総務局総務課でお配りしています。